

株式会社第四銀行と新潟労働局との包括連携に関する協定書

株式会社第四銀行（以下「甲」という。）と新潟労働局（以下「乙」という。）は、働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、新潟県内の地方創生に資する働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議の上、連携・協力する。

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関すること。
- (2) 職場定着、再就職支援及び人材育成に関すること。
- (3) 労働者の多様な働き方や処遇改善に関すること。
- (4) 労働生産性の向上に関すること。
- (5) 乙の行政施策の周知・啓発に関すること。
- (6) その他働き方改革の推進に関すること。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の承認を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義が生じたときは、甲乙とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月28日

甲：株式会社第四銀行

取締役頭取

並木 富士雄

乙：新潟労働局

局長

榎葉 伸一